

建設キャリアアップシステム登録推進事業助成金交付要綱

令和 4 年 4 月 1 日
一般社団法人宮崎県建設業協会

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人宮崎県建設業協会（以下「協会」という。）が宮崎県の委託を受けて実施する建設キャリアアップシステム登録推進事業において、建設キャリアアップシステム登録推進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するに当たって必要な事項を定めることにより、助成金の適正かつ効率的な執行を図るものとする。

(目的)

第 2 条 この助成金は、建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）に事業者登録を行う事業主に対してその初期経費の一部として交付することで、県内建設業者における CCUS の登録推進や制度普及を図り、建設業者の生産性向上、働き方改革並びに処遇改善に資することを目的とする。

(助成対象者)

第 3 条 助成金交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県内に主たる営業所を有する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 第 3 項に定義する建設業者（以下「建設業者」という。）。
- (2) 令和 4 年 4 月 1 日以降に、CCUS の事業者登録を行ったもの。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 3 2 1 条の 4 及び各市町村の条例規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (5) 助成対象者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (6) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していること（適用除外の事業所は除く。）。
- (7) その他助成が適当でないと会長が認める者でないこと。

(助成対象経費及び助成率等)

第 4 条 助成金の助成対象経費及びこれに対する助成率等は以下のとおりとする。

ただし、消費税及び地方消費税額は助成対象外とする。

助成対象経費	助成率・助成金額
(1) CCUS 事業者登録料 一般財団法人建設業振興基金が定める事業者登録料。	助成率 助成対象経費（税抜） (1)、(2)の合計の 2分の1以内
(2) カードリーダー購入費 CCUS を利用するために必要なカードリーダーの購入費用。ただし、1業者1台とする。	

2 助成対象経費について、他の助成金等の交付を受ける場合は助成対象外とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付申請を行う者（以下、「申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 建設キャリアアップシステム登録推進事業助成金交付申請（兼請求）書（様式第1号）
- (2) 建設キャリアアップシステム登録推進事業助成金交付申請（兼請求）内訳書（様式第2号）
- (3) 第3条第3号、第4号、第5号及び第6号に係る誓約書（様式第3号）

(交付の決定)

第6条 会長は、前条の規定により申請書の提出があり、その内容について適当と認めた場合は、予算の範囲内で助成金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定の通知は、建設キャリアアップシステム登録推進事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条の規定による通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に交付申請取下届出書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 会長は、申請者が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(状況報告等)

第9条 申請者は、助成金の利用等について会長が報告を求めたときは、必要な書類の提出や実地調査の受入れ等、協力をしなければならない。

(書類の提出部数等)

第10条 この要綱の規定により会長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、別記に定めるところによる。

なお、申請者から提出された申請書、添付資料は返却しないものとする。

(助成金の経理)

第11条 申請者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他の必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。